

大阪府における満州移民送出(一)

田 中 はる み

目次

はじめに

第一章 転業移民の送出

- 一 中小商工業者の転失業問題
- 二 転業移民の送出

第二章 大阪府における転業移民の送出

- 一 大阪府送出の開拓団
 - (一) 第一〇次沙里溝子仏立開拓団
 - (二) 第一〇次上興発大阪開拓団
 - (三) 第一三次昇平大阪開拓団
- 二 国民勤労訓練所と興亜拓植訓練道場
- 三 大阪府における企業の再編、整備

四 満洲移民送出に関する府民の対応

第三章 満蒙開拓青少年義勇軍の送出(以下次号)

- 一 満蒙開拓青少年義勇軍制度の成立とその背景
- 二 募集と内地訓練所
- 三 送出状況と現地訓練所

第四章 大阪府における満蒙開拓青少年義勇軍の送出

- 一 大阪府送出の義勇軍
 - (一) 第五次頭道義勇隊開拓団
 - (二) 勃利訓練所上田中隊
- 二 大阪府郷土中隊

おわりに

はじめに

一九三二年一〇月、第一次試験移民の送出以来、一九四五年まで四次にわたって、日本の国策として満洲移民が送出された。

表1に示すように、一四年間に満洲移民二二万二五五人、満蒙開拓青少年義勇軍一〇万六二七人、併せて三二万八八二人が渡満している。

移民の出身地は、北は北海道から南は沖縄まで一道三府四三県にわたっており、全国的に実施された日本の重要国策であつたのである。

満洲移民事業は、「日本帝国永遠の発展のための根本方策^①」といふべきものであり、大東亜共栄圏を確立するために、是非とも達成しなければならぬ事業とされた。「大和民族の主流は日滿支にこれを置き、民族培養の基地たらしめんとす」一方針だったからである。

そして個々の満洲移民は、満洲国の理想を実現するために、民族協和の中核となり、北辺（満国境）の鎮護、食糧の増産にあたるという任務を担っていたのである。

本稿では、このように重大な任務を担って渡満した多数の満洲移民のうち、大阪府の場合について検討する。特に大阪

府を取りあげて考察する根拠については、後述するとして、まず満洲移民の概略を述べることにしよう。

一九三二年から一九三五年までは、試験移民期と称し、第四次まで合計一、八〇〇人の送出があつた。この時期には、募集の対象は、主に在郷軍人であり、屯田兵の性格をもつていた。そして第一次・第二次移民では、軍に準じた編成と軽度の武装がなされたのである。

試験移民期は、日本人移民が満洲で定着しうるか否かをためすための期間であつて、その経験をふまえた上で、一九三七年以降、本格的に大量移民が送出されることになつた。

一九三六年八月には、「満洲農業移民百万戸送出計画」が国策として決定され、一九三七年から一九五六年までの二〇年間に一〇〇万戸、五〇〇万人を移住させるといふ計画がなされた。

これは、二・二六事件によつて倒壊した岡田内閣に代つた広田内閣が、庶政一新のための重要国策として決定した七大国策の一つに、満洲移民事業が指定されたことによるものである。こうして満洲移民事業は、日本帝国主義の重要国策として確定し、これ以後、本格的移民期に入ることになる。

当時、日本の農家戸数は五六〇万戸であり、そのうち、五反以下の貧農は、全体の三五パーセントを占める二〇〇万戸であつた。したがつて一〇〇万戸移住計画は、この五反以下

表1 満洲移民および満蒙開拓青少年義勇軍の府県別送出数

送 出 府 県 名	移 民 数	義 勇 軍 数	合 計				
北海道	2,002人	1,127人	3,129人	香 川	3,506	2,379	7,885
青 森	6,510	1,855	8,365	徳 島	1,243	2,082	3,325
山 形	13,252	3,925	17,177	愛 媛	2,200	2,325	4,525
秋 田	7,814	1,638	9,452	高 知	9,151	1,331	10,482
岩 手	4,443	1,993	6,436	大 分	735	1,836	2,571
宮 城	10,180	2,239	12,419	福 岡	1,669	1,445	3,114
福 島	9,576	3,097	12,673	長 崎	747	1,403	2,150
東 京	9,116	1,995	11,111	佐 賀	2,800	1,500	4,300
群 馬	6,957	1,818	8,775	熊 本	9,979	2,701	12,680
栃 木	1,429	2,802	4,231	宮 崎	1,769	1,613	3,382
茨 城	1,551	2,022	3,573	鹿 児 島	3,432	2,268	5,700
千 葉	1,037	1,111	2,148	沖 縄	2,350	644	2,994
山 梨	3,166	1,939	5,105	合 計	220,255	100,627	320,882
埼 玉	2,900	1,968	4,868	(1945年5月末現在)			
神 奈 川	1,013	575	1,588	(注) 『満洲開拓史』396—397頁、「開拓団 および義勇隊合計送出順位」から作成。			
長 野	31,264	6,595	37,859				
岐 阜	9,494	2,596	12,090				
静 岡	6,147	3,059	9,206				
愛 知	634	1,724	2,358				
新 潟	9,361	3,290	12,651				
富 山	3,775	1,425	5,200				
石 川	4,463	2,808	7,271				
福 井	3,057	2,079	5,136				
三 重	2,753	1,309	4,062				
滋 賀	93	1,354	1,447				
奈 良	3,945	1,298	5,243				
和 歌 山	1,272	1,877	3,149				
大 阪	2,030	2,125	4,155				
京 都	1,418	1,952	3,370				
兵 庫	2,170	2,230	4,400				
岡 山	2,898	2,888	5,786				
広 島	6,345	4,827	11,172				
鳥 取	1,339	2,287	3,626				
島 根	1,507	1,528	3,035				
山 口	3,763	2,745	6,508				

の「土地飢餓」農家の半分に相当する一〇〇万戸を、二〇年間に満洲に移住させるといふ壮大な計画だったのである。また、これは、二〇年後に満洲国の人口が五、〇〇〇万人に増加するものと推定して、その一割に相当する五〇〇万人を日本人で占めるべく計画したものであった。

そして、「二十ヶ年百万戸送出計画」の実現のために、一九三七年には「満洲開拓第一期五ヶ年計画」が、一九四二年には「同第二期五ヶ年計画」が発表され、実施に移されていくのである。

「第一期五ヶ年計画」では、一九三二年から始まっている「農山漁村経済更生運動」と結合され、日本農村の土地飢餓対策、農家の過剰労働力対策として採用されることになった。つまり、農家の後継者たる長男を除き、耕す土地を持たない農家の二、三男が、移民の基本的対象となったのである。

一九三九年一月には、本格的移民期における満洲移民政策の「最高の宝典」である「満洲開拓政策基本要綱」が発表され、満洲移民事業は、「二十ヶ年百万戸送出計画」の実現に向けて大きく展開していくことになる。

しかし、実際は、いわゆる「虫喰い団」が続出し、送出計画には及びもつかない状態であった。

一九四二年末現在の統計による表2をみると、移民実行計画戸数と現在入植戸数との割合を示す入植率は、一九三二年

(注) 義勇隊開拓団を含む。

『日本帝国主義下の満洲移民』90頁から転載。
原資料は、満洲国通信社編『満洲開拓年鑑』(1945)

表2 満洲移民の実行計画と実績

年 度	実行計画 (A)	現在戸数 (B)	(B)/(A) %
1932	600 ^戸	376 ^戸	62.7
1933	555	518	93.3
1934	300	225	75.0
1935	610	548	89.8
1936	1,690	1,439	85.1
小 計	3,755	3,106	82.7
1937	4,690	3,741	79.8
1938	6,000	4,689	78.2
1939	12,270	7,334	59.8
1940	19,085	9,091	47.6
1941	30,555	17,780	58.2
小 計	72,600	42,635	58.7
1942	22,412	11,257	50.2
合 計	98,767	56,998	57.7

から一九三六年までの五年間平均で八二・五パーセント、一九三七年から一九四一年の平均は五八・七パーセント、一九四二年では五〇・二パーセントとなっており、次第にその計画を達成することが困難になってきたことを示している。

こうして太平洋戦争期における満洲移民事業は、よりいっそうの困難が予想されたのである。

そこで、新たな移民対象者として目を向けられたのは、企業整備の進行に伴って、転廃業を余儀なくされていた中小商

工業者たちであつた。滿洲移民事業と中小企業問題の解決策が結びついて、国策としての転業移民が誕生したのである。

本稿では、その結合に至るまでの経過を明らかにし、併せて転業移民の送出状況の考察を行ない、その実態を明らかにしたい。

具体的には、大都会であり、中小企業数が圧倒的に多かった大阪府を取りあげる。つまり、大阪府においては、中小企業者の転業問題が多数発生し、その解決策として、転業移民と結びつく可能性が高かつたからである。したがって、大阪府送出の滿洲移民は、転業移民という形態をとることが多かったのであり、ここに都市型移民の特徴があらわれているものと考ええる。

さらに、滿洲移民事業の行きづまり対策として、一九三八年から滿洲開拓青少年義勇軍の送出が始まっているが、その検討も行なう。

註① 滿洲開拓史刊行会編『滿洲開拓史』(一九六六年)、三六三頁所収、拓務省拓北局編「大東亜共栄圏確立と滿洲開拓―第二期五か年計画の全貌―」『開拓資料』第六号、一九四二年)から引用。次の「」も同じ。

② 滿洲移民史研究会編『日本帝国主義下の滿洲移民』(一九七六年)、四五頁。

③ 前掲『滿洲開拓史』、二九〇頁。

④ 『同右書』、三六六頁。入植計画戸数に満たない移民団のこと。

第一章 転業移民の送出

一 中小工業者の転失業問題

本章では、太平洋戦争期における滿洲移民の形態の一つである転業移民の考察を行なうが、まず、滿洲移民事業と中小商工業者の転失業対策が結びつくに至つた経過について論じる。

日中戦争勃発に伴つて生じた中小商工業問題は、その時期を大きく二つに分けることができる。つまり、前期は、日中戦争勃発後、一九四〇年九月の三国同盟締結を契機とする外交転換に至るまでであり、後期は、それ以後の期間をさす。

前期には、平時から戦時体制へと急激な転換が行なわれ、軍需品の供給確保、生産拡充計画の実施によつて、軍需産業・時局産業があらゆる努力を傾倒して助長、拡充されていた。その結果、平和産業や不急不要産業は、物資・資金の両面から圧迫を受け、失業者が続出するに至つたのである。

そこで、政府は、一九三八年八月、木戸厚生大臣を会長とする中央失業対策委員会を設け、同会では、「支那事変特ニ今次ノ物資動員ニ伴ヒ發生スベキ失業ノ防止及救済ノ為施為

スベキ方策^①」について協議を行なった。

そして、応急対策として、一般方策・失業防止策・失業救済方策からなる「失業対策要綱」を発表した。それによると、「失業防止ノ為ニハ現在ノ事業ヲ可及的ニ維持スルコトヲ主眼トシ必要ニ応ジ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業ヘノ転換ヲ指導スル^②」とあつて、できる限り各種産業を維持、継続していく方針であつた。転失業者の転換先については、失業救済方策の第七項に、「移民ニ適スル者ニ付テハ移住ヲ奨励シ必要ニ応ジ移民訓練所ヲ設クルコト^③」として移民を奨励してはいるが、特に満洲移民という移住先の指定はなかつた。ところが、一九四〇年、日独伊三国同盟の締結、英米の対日資産凍結による原料確保の困難という事態から、日本経済は、欧米依存性を脱却し、自給自足体制を早急に確立する必要に迫られたのである。

こうして、従来から助長、拡充されていた時局産業部門においても、新たな検討が加えられた。そして、低能率の企業を避け、優秀企業に生産を集中しようという、いわゆる重点主義に基づく生産拡充計画が強力に推進せしめられるに至つたのである。

このことは、商業部門においても、高能率配給重点主義の採用によつて、低能率中小商業の切捨てという形であらわれていく。

以上のように、統制経済下において、前期には、平和産業から軍需産業へ、軽工業から重工業へと事業の転換をなすことに重点がおかれ、後期においては、事業の転換はもはや不可能となり、したがつて、その対策も、従来の事業を廃止し、失業した業者および従業員を新たな労働力として再編成することに重点をおくようになったのである。

そして、ここに至つて、中小商工業者の転業先として、満洲移民が注目されるようになった。

一九四〇年一〇月一九日、「転失業対策ニ関スル経済閣僚懇談会申合せ」が発表され、二二日、第二次近衛内閣臨時閣議において、「転失業応急対策ニ関スル閣議決定」が行なわれた。「経済閣僚懇談会申合せ」を次に掲げる。

一、方針

(一) 転業ハ出来得ル限り官庁ノ強制的措置ヲ避ケ同業者ノ組合ノ申合せ等ニ基ク自治的措置ニヨラシメ、政府ニ於テハ之ニ対シ必要ナル指導ヲ加フルコト

(二) 転業(従業員ヲ含ム)ニヨル犠牲ヲ緩和シ以テ転業ヲ容易ナラシムルト共ニ国民労務再編成ノ見地ヨリ之ガ労働力ヲ最モ緊要ナル方面ニ再配置スベキ十全ノ施設ヲ講ズルコト

二、施設

(一) 人ノ問題

(イ) 転業問題ノ処理ニ当リテハ転業者ニ対シ失業者タルノ失望感ヲ与フルコトナク国策ノ必要ニ基キ時局下緊要ナル方面ニ動員配置サレルノ榮譽ト如何ナル勞働力モ厭ハザル覚悟トヲ抱カシムルヲ目途トスルコト

(ロ) 省略

(ハ) 転業者ノ転換先ハ概ネ次ノ如クスルコト、ス

- (1) 軍需産業
 - (2) 生産力拡充及ビ附帯産業
 - (3) 満洲開拓民(中小工業開拓民ヲ含ム)
 - (4) 支那南洋其ノ他海外ヘノ移住進出
 - (5) 農業生産力拡充(国又ハ公共団体管開墾及ビ帰農)
 - (6) 国防上必要ナル土木事業
- (ホ) 転業者ヲ收容シテ精神的肉体的基本訓練ヲ行フベキ職業指導所ヲ設置スルコト
- (ヘ) 転業者ヲ収容シテ精神的肉体的基本訓練ヲ行フベキ国民勤勞訓練所ヲ設置スルコト

以上のように、転業者の転換先の第三番目に満洲開拓民を位置づけている。そして、転失業対策は、「国民勞務再編成ノ見地」から行ない、「時局下緊要ナル方面ニ再配置」されることを榮譽と感じるように指導することが説かれている。

「申合せ」発表以後、転業移民問題は、本格的に検討され

るようになった。まず、拓務省は、閣議決定に基づいて、一〇月二一日、要転業者のうち、一〇万戸を満洲開拓民たらしめるための現地側の用意は如何という照会電報を海外拓植委員会事務局宛に発信した。

同局では、二二日、満洲国開拓総局・満洲拓植公社の関係者が参集し、現地側の対案を検討した結果、一〇万戸収容の可能性ありとの答電を行なった。そして、現地側関係者は、一〇月下旬、日本に帰り、拓務・大蔵・農林・商工各省をはじめ企画院等を訪問し、協議を行なった。こうして、日本送出側と現地受入れ側との折衝の結果、国策として転業移民の送出が決定したのである。

中小商工業者の転失業対策と満洲移民事業が結びついたことは、国家總力的産業經濟体制確立のための転業人口の再編成であり、戦時下において農業生産力を高め、食糧の増産をはかる積極的な生産人口を確保するためであった。

こうして、転業移民は、一九四〇年に第一回募集が行なわれ、同年度中に約一、〇〇〇余戸が入植した。以後、戸数は不詳であるが、一九四一年度五集団、一九四二年度一一集団、一九四三年度一九集団の送出と、年を追って増加している。

一九四一年一二月公布の企業許可令により、企業は新規營業を原則的に禁止され、翌年五月の企業整備令により、既存業者の整理がおしすすめられ、また、配給制の拡大、強化に

よつて、転失業者が続出した結果、転業移民も加速度的に増加していったのである。

二 転業移民の送出

太平洋戦争期における満洲移民送出の基本計画となつた「満洲開拓第二期五ヶ年計画要綱」は、一九四一年一月三十一日、東条内閣で決定され、翌年度から実行にうつされた。同要綱の方針は、次のようなものである。

満洲開拓政策第二期五ヶ年計画は東亜共栄圏内における大和民族の配分布置の基本国策に照応し、二十年百万戸計画の開拓政策基本要綱に則り、さらに第一期五ヶ年計画の実績に鑑み、現下の戦時態勢に即応し、日滿両国一体的の重要国策たる使命をさらに昂揚し、特に日本人開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亜防衛における北方拠点の強化、満洲農業の改良発達、および増産促進に重点を指向してこれが策定をなすものとす^④。満洲移民事業を日滿両国一体の重要国策ととらえ、それによつて、民族協和の満洲国の中核たるべき日本人の増加をはかり、移民たちを対ソ防衛のための北方警備、ならびに食糧増産の任にあたらせようという方針であつた。

しかし、当時は、「支那事変の進展とともに軍動員の強化、

さらに食糧不足による国内増産の要請および諸物資の不足等の諸事情が重積したため、開拓民送出は逐次困難さを加え来り、一部においては一時これを見合わすべしとの論さえ台頭するにいたつた」という状態であつた。満洲移民の中心的送出母体であつた農村は、同時に有力な兵力の供給源であつたのである。そして、国内の食糧不足が心配されている時に、その大切な農村労働力を国外に移そうという積極的な試みは行なわれがたかつた。

一方、一九四一年一月二日決定の「人口政策確立要綱」では、「農村が最も優秀なる兵力および労力の供給源たる現状に鑑み、内地農業人口の一定数の維持を図るとともに、日滿支を通じ内地人口の四割はこれを農業に確保する如く措置する^⑤」としている。

日本における食糧を確保し、最低限、必要な労力・兵力を得るために、一定の国内農業人口は必要である。しかし、日滿両国一体の重要国策である満洲移民事業達成のためには、満洲における日本人農業人口の確保も必要なのである。なかならず、大東亜共栄圏の確立のためには、日滿支を通じて、日本人全人口の四割を農業人口として確保する必要があると人口政策確立要綱は唱えているのである。

こうして、国の内外において、日本人の農業人口の一定数の確保が叫ばれている時、新たに注目されたのが、企業整備

によつて、転廃業を余儀なくされた中小商工業者たちであつた。彼らを転業させ、農業移民として満洲へ送出しようとしたのである。

満洲開拓計画第二期五ヶ年計画要綱の要領の第三項には、「時局の進展に基づく帰農開拓民についてはこれが保護斡旋につき特別の考慮を払ふものとす」と記されている。また、同要綱と同時に決定された「開拓民並びに青年義勇隊の積極的募集方策」の要領、第三項は、「開拓民送出は日滿を通じて堅実なる日本農民の培養を別途とする分村運動を基調とし、併せて都市再編成に伴なう転廃業者の大陸帰農開拓民への積極的誘致に努むるものとす^⑮」としている。まさに、満洲移民事業の目的を達成し、人口政策確立要綱の趣旨に合致する内容であつた。

その後、戦争の長期化、それに伴う企業整備の進展といふ内外の諸情勢の変化に即応するため、一九四三年九月、「入植確保のため採るべき方策」が閣議決定された。

同方策の要領一、日本側として執るべき方策の第五項には、「大陸帰農開拓民送出へ重点指向の件」として次のように書かれている。

- (1) 大陸帰農開拓民は概ね、(一)従来の消費階級より生産階級へ転入するの意気込と歓喜の情熱に溢るる点、(二)従来農事にまつたく素人なりしたため、農事畜産指導員

等の指導に文句をいわず絶対服従なる点、(三)団長、幹部の選出範囲の広汎なるため、割合優良なるものを選び得ること、(四)送出母体に割合有力のものあり、送出、残留家族の扶助、入植後の後援等に十分意を用いるもの多きこと等の点より、当初予想に比し、相当優秀なる成績を挙げおるもの多きに鑑み、これが送出に更に重点を指向し、かつ送出ならびに訓練を計画的組織的ならしむること

- (2) 徹底的に都市職業再編成計画を樹立実行し、消費階級を生産階級たらしめ、要転廃業先として満洲開拓を最高位となすこと

これとともに大都市不要人口疎散計画を樹立実行し、生活必需品の重点的配給等を行ない、都市を農村より住み悪くし、帰農運動を展開し、開拓民の送出を図ること^⑯

まず、転業移民の長所をあげ、次にその前職業から考えて、送出母体が大都市であることが多く、そのため、十分に移民の後援をしてもらえるとしている。これは、過去の実績から述べられたことであり、政府の予想以上に、転業移民の送出が都合のよいものだったわけである。それ故、内外の情勢の変化に応じて、今後はいつそう重点的に転業移民の送出をはかろうというものであつた。

さらに、食糧の確保のために農業人口の確保が叫ばれている時、戦局の展開に伴って、都市の消費階級を生産階級に転換せしめる方針は、当然検討されるはずの問題であった。

そして、「徹底的に都市職業再編成計画を樹立実行する」という日本側の方針には、満洲現地側の意向も大きく反映している。

一九四三年六月一日、満洲国新京において、五十子満洲国開拓総局長は、次のように語っている。

大陸帰農開拓民の入植促進について日本側に要望したことは、戦時下企業整備を徹底的に強行すると共に転廃業者を軍需工業と並んで満洲開拓に振向けてもらひたいことである。転廃業者の入植は農村小都市の者は一般開拓団に振入、大都市のそれは転廃業者のみで大集団部落を構成せしめる方針だ^⑧。

このように、現地側も転業移民の入植を積極的に歓迎していたのである。

こうして、国家総動員体制下において、内外の情勢に即応する形で、都市の中小商工業転廃業者の一部は、満洲移民として、食糧増産と北方鎮護の任を担い、渡満していったのである。

註① 日本学術振興会編『時局と中小企業』第三巻（一九四一年）、

附録『転失業資料』三頁、「中央失業対策委員会ニ対スル諮問」

② 『同右書』附録、四頁、「失業対策要綱」

③ 『同右書』附録、六頁、「失業対策要綱」

④ 『同右書』附録、三九・四〇頁、「転失業対策ニ関スル経済閣僚懇談会申合せ」

⑤ 一九三五年六月一日、勅令第一五六号「海外拓殖委員会官制」
によって設置された拓務大臣の公的諮問機関である。

⑥ 一九三八年に創設された満洲国産業部の外局。一九四〇年、産業部の興農部への移行とともに興農部に属す。満洲国における開拓行政の中央主務機関である。

⑦ 以下、満拓公社と略記す。

⑧ 満拓公社は、日満両国政府の「満洲拓植公社設立ニ関スル協定」（一九三七年八月二日）によって設立された日満両国籍をもつ合弁会社であり、実質的な日本政府の満洲移民代行機関である。一九三七年一〇月二五日、企画庁と資源局を統合した内閣直属の総合国策企画機関である。戦時統制経済を統一的に実行、指導した。

⑨ 一九四〇年度入植戸数は、前掲『満洲開拓史』、三七二頁。一九四一年度以後三年間の入植団数は、『大阪朝日新聞』（以下、『大阪朝日』と略記す）、一九四三年一月二九日の記事による。なお、『満洲開拓史』によると、一九四二年度の転業移民送出計画数は、二、七五〇戸であり、全体送出計画の二三パーセントを占めていたとしている。また、一九四三年度は、計画数四、〇〇〇戸、全計画の三二パーセントを占めるとある。『大阪朝

日』、一九四二年八月二日の記事に、満洲開拓第二期計画の初年度送出団の特徴を載せているが、それでは、一九四二年度、転業移民の送出計画数は、全体の約三割となっている。

⑩ 前掲『満洲開拓史』、三六三頁、「満洲開拓第二期五ヶ年計画要綱」

⑪ 『同右書』、三六三頁所収、「大東亜共栄圏確立と満洲開拓―第二期五ヶ年計画の全貌」から引用。

⑫ 『同右書』、三六三頁所収、「同右」中の「人口政策確立要綱」の抜粋から引用。

⑬ 『同右書』、三六六頁、「開拓民並びに青年義勇隊の積極的募集方策」

⑭ 『同右書』、三八五頁、「入植確保のため採るべき方策」

⑮ 『大阪朝日』、一九四三年六月二日の記事から引用。

第二章 大阪府における転業移民の送出

前章において、転業移民が日本の満洲農業移民政策の中に、正式に位置づけられるようになった経緯を述べてきたが、ここでは、大阪府の場合を考察してみたい。

大阪府が送出した満洲農業移民は、一九三八年送出の第六次龍爪開拓団を最初に、同年第七次黒石屯開拓団、一九四〇年に第八次青溝子開拓団、一九四一年に第一〇次沙里溝子仏立開拓団と第一〇次に興発大阪開拓団、一九四三年に第一二

次昇平開拓団と第二二次布施郷開拓団、一九四四年に第一三次稜東堺郷開拓団であり、併せて八開拓団である。

このうち、第六次龍爪・第七次黒石屯・第八次青溝子の三開拓団は、数府県の混成で、大阪府からの送出人数も少なかった。

大阪府が単独で編成し、送出したのは、一九四一年の第一〇次沙里溝子仏立・第一〇次に興発大阪の両開拓団が初めてであり、以下の三開拓団も含めて、いずれも転業移民として送出されたのである。

しかも、前記、龍爪以下の三開拓団についても、その構成員は農業の未経験者たちであった。

このように、大阪府送出の満洲移民については、農業未経験者が占めるといふ、都市的性格が特徴的にあらわれていると考えられる。

以下の節では、大阪府送出の各開拓団について、その送出状況を検討し、また、大阪府あるいは大阪市が、満洲移民という国家政策に如何に対応したか、府・市当局の施策、府・市民の対応、府・市内各団体の役割なども併せて考えてみたい。

表3 満洲農業移民府県別送出国

(1938年4月末現在)

年次別 府県名	1932 (第1次)	1933 (第2次)	1934 (第3次)	1935 (第4次)	1936 (第5次)	1937 (第6次)	1938 (第7次)	1939 (第8次)	合計
青森	39人	15人		3人	13人	98人	69人	35人	272人
山形	39	35	30人	87	83	330	523	110	1,237
秋田	35	31		3	14	104	273	26	486
岩手	41			4	24	102	68	49	288
宮城	37	39	27	33	119	214	464	172	1,105
福島	42	43	21	15	43	205	164	30	563
東京		3			4	43	96	52	198
群馬	41	19		7	21	238	207	22	555
栃木	39	20		7	22	34	53	9	184
茨城	31	18		9	38	177	114	20	407
千叶		9		2	5	15	33		64
山梨		29	8	2	11	40	53	44	187
埼玉		7		3	7	215	126	74	432
神奈川		9		2	2	21	41	3	78
長野	39	28	19	28	213	401	409	369	1,506
岐阜			10	9	10	84	51	15	179
静岡				8	10	153	72		243
愛知				2	4	62	51	12	131
新潟	40	50	9	17	53	218	171	44	602
富山		34			4	39	60	8	145
石川		29		5	11	205	77	159	486
福井		37			3	21	35	13	109
三重				2	10	61	38	7	118
滋賀				2		15	28	5	50
奈良				3		2	14		19
和歌山				6	6	16	29	10	67
大阪						7	8		15
京都				1	2	34	52	8	97
兵庫					3	36	38	5	82
岡山				5	6	48	124	21	204
広島			8		5	155	100	33	301
鳥取			5	2	6	48	22	17	100
島根			1		3	34	37		75
山口			4	1	10	28	32	6	81
香川				2	3	152	146	106	409
徳島				3	6	36	40	4	89
愛媛				1	16	43	61	12	133
高知			18	2	4	76	65	5	170
大分				1		19	112		132
福岡			1		2	134	14		151
長崎				3	3	44	15	12	77
佐賀			15	1	2	52	15	12	97
熊本			28	13	46	291	140	15	533
宮崎				2	7	44	19		72
鹿児島			3	4	4	89	38		144
沖縄							19		19
その他	70	39	91	200	142	2	3		544
合計	493	494	298	500	1,000	4,485	4,419	1,550	13,239

(注) 本表は、世帯主たる団員の渡満数であり、家族数は含んでいない。
 その他が、何を意味するのかわかりませんが、北海道からの送出国を含んでいると考えられる。
 満拓公社発行『満洲開拓月報』(1939年6月)所収

表4 大阪府送出の満洲農業移民

地図上の番号	次別名称	所在地名	送出府県名	敗戦時在籍数	現地入植年月
1	第6次 龍爪開拓団	満洲国東滿総省 林口県龍爪	山形・大阪ほか13府県	大阪のみ 30人 (家族含)	1938.2
2	第7次 黒石屯開拓団	満洲国吉林省 敦化县黒石屯	大阪・京都・奈良・三重・ 滋賀・和歌山	大阪のみ 37人 (家族含)	1938
3	第8次 青溝子開拓団	満洲国吉林省 敦化县青溝子	大阪・京都・奈良・三重・ 滋賀・和歌山	大阪のみ 239人 (家族含)	1940.3
4	第10次 沙里溝子 仏立開拓団	満洲国興安東省 布特哈旗沙里溝子	大阪 (編成：日蓮宗本門仏立講)	627人 (家族含)	1941.6
5	第10次 上興発大阪開拓団	満洲国興安東省 阿荣旗上興発	大阪	606人 (家族含)	1941.6
6	第12次 昇平開拓団	満洲国滨江省 肇州県昇平鎮	大阪 (編成：大阪市)	894人 (家族含)	1943.5
7	第12次 布施郷開拓団	満洲国北安省 綏稷県瑞穗	大阪 (編成：布施市)	221人 (家族含)	1943.5
8	第13次 堺郷開拓団	満洲国北安省 綏稷県稷東	大阪 (編成：堺市)	192人 (家族含)	1944.3

(注) 『満洲開拓史』、大阪府開拓民自興会所蔵資料から作成。

図1 大阪府送出の満洲農業移民入植図



(注) 数字は、表4参照

一 大阪府送出の開拓団

(一) 第一〇次沙里溝子仏立開拓団

この開拓団は、日蓮宗本門仏立講信徒が中心となり、大阪市にある清風寺を送出母体として、一九四一年四月、第一次先遣隊四〇人が渡満し、同年六月、満洲国興安東省布特哈旗沙里溝子に入植したことに始まる。

以来、第一次本隊が同年八月に渡満、一月に入植したのをはじめ、一九四四年一〇月まで、一八次にわたって、総計七四九人が入植している。

一九四〇年一〇月、政府が、「中小商工業者に対する対策」を発表し、要転業者の主なる転換先の第三項に満洲開拓民をあげ、国策としての転業移民が始められたのであるが、清風寺本門仏立講信徒も、企業整備に伴う転廃業者をその中心にしていた。

そして、この団の特色は、府からの働きかけによるというよりも、仏立講信徒側からの発意で結成したことであった。

むしろ、仏立開拓団の結成によって、府当局が、中小商工業者の転業対策としての満洲移民に注目しはじめたといつていいだろう。

同年一月一五日、府職業課拓務係に仏立講参詣課長が訪れ、満洲移民の下相談をしている。そして、同月一八日、渡満希望の五〇家族、当時帰阪中の龍爪開拓団員、拓務省係官を交えて、開拓協議会が開かれ、仏立開拓団の結成が本格的に検討されることになった。

当時の新聞は、その模様を次のように報じている。

府でも大乗気となり、(中略)開拓協議会を催し、大阪最初の大集団移民をここで決定することになった。府当局では、中小商工業者の転業対策には考慮してゐる折からでもあり、これが成果に大きな力瘤を入れてゐる。

こうして、府当局は、一部の府民に触発された形で、転廃業者の満洲移民送出に取り組みはじめたのである。それまでの府の満洲移民送出に対する姿勢は、概して消極的であった。一九四一年一月二〇日、本門仏立講大僧正、西村日淳師は、清風寺に同講理事八〇人を集め、永雄策郎拓殖大学教授を招いて懇談した結果、満場一致で宗教移民団を結成することに決定した。その背景には、同講信徒内に「続々と移民希望者が殺到」という状況があったのである。

同年二月二〇日、先遣隊員四三人は、奈良県山辺郡都野村県立農事訓練所、豊農塾に入所し、以後一ヶ月半のあいだ、内地訓練を行なった。

訓練は、「朝のお勤め」から始まり、六時に運動場に整列

し、軍隊式点呼の後、東に向かつて二拝、二拍手、一拝の遙拝があり、「君が代」の斉唱、「日の丸」の掲揚、「教育勅語」の拝聴、「弥栄」の三唱と続くのである。それから朝課として、約四キロの駆足、直心影流法定の型の錬武、内原訓練所独自の「日本体操」の三つのうち、どれかを行なう。

七時半から朝食、八時半から農事訓練（土耕麦踏み、堆肥の積込み、果樹園の下ならし、炭焼き、排水溝掘り、薪運び）、軍事教練を行ない、夜九時に消燈し、一日を終えることになっていた。

加えて、当番の者は、一時間づつ交代で夜間警備に立つことになっており、満洲における夜間歩哨の予行演習もすで行なわれていた。^④

内地訓練を終えた先遣隊員は、四月二八日、大阪府主催の壮行会に出席、生国魂神社に参拝、市中行進を行ない、翌日下関より渡満した。軍人会館で行なわれた壮行会には、日淳師以下信徒六〇〇人も参加し、知事代理菊池経済部長の告辞、山中拓務省開拓課長らの祝辞があった。^⑤

五月三日、哈爾濱大訓練所に到着した一行は、翌日から、朝課として、訓練所長の指揮による東方遙拝、国旗掲揚、君が代斉唱、弥栄三唱、続いて訓示の拝聴を終えた後、農事・畜産・林業の各班に分かれて、学科と農耕の実際訓練を受けた。また、日曜日には、附近の実験農家などを見学してすこ

した。

六月一〇日、哈爾濱大訓練所を卒業し、同月一三日、布特哈旗に入植したのである。

(二) 第一〇次上興発大阪開拓団

この開拓団は、大阪府がひろく一般府民から募集したもので、「大阪府特設開拓団」として、先遣隊四三人は、一九四一年四月に仏立開拓団と行をともに渡満した。

先遣隊員のうち二人は、仏立開拓団員とともに、奈良県の豊農塾において内地訓練を受けた。他の二二人は、大阪府が設置した国民勤労訓練所で訓練を終えた者である。

先遣隊は、仏立開拓団とともに、満洲哈爾濱大訓練所で一ヶ月の訓練を終え、六月一三日、興安東省阿榮旗上興発に入植した。

その後、八月九日に壮行式が行なわれ、渡満した第一次本隊二六人をはじめ、敗戦時まで七九六人（家族六〇八人を含む）^⑥が送出された。

先遣隊員と第一次本隊員の前職業は、職工一四、店員七、商業・無職各四、会計事務員・農業各三、紙箱製造・洋服業・理髪職・運搬工・市電運転手・自動車運転手・郵便局員・郵便集配手いずれも二、鉄工業・豆腐業・軍属・障子製造業

・仕出業・書籍商・市吏員・電気組立工・自動車工・織維加工業・雑貨商・ハンドバッグ職・守衛いずれも一人というところで、あらゆる職業を網羅しており、転業移民の性格がよくあらわれている。

渡満の動機については、新聞紙上で次のように語っている。

電気組立工(二二歳)

満洲にゐたことのある兄からよく満洲の事情を聞いたので、ぜひ満洲に行つて大いに働きたいと望んでゐたことゝ、もう一つは都会生活にもあきたらぬ氣持を抱くようになったのでやつて来ました。

雑貨商(三二歳)

小売業者は苦しい、それでもやつて行けぬことはないが、いまなら自分も若い子供も小さいから行くならいまだと決心しました。

この二人の語っていることは、多くの転業移民の正直な氣持を代弁しているといえるであろう。

職を失なうか、転業を余儀なくされ、しだいに苦しさを増していく日々の生活の中で、あえいでいる者にとつて、満洲の地でもかくも自分の土地を持ち、自活できるということは、大きな魅力であつたにちがいない。転業をするにしても、先の見えている都会でするより、新しい土地で自らを賭けて、もう一度やり直したいという氣持があつたろう。「自分の

土地を持てる」ということは、農村出身者だけではなく、都会の者にとつても、希望を与えられる響きであつた。しかし、「一生をやり直す覚悟」が必要だけに決しかねる者も多く、種々の方面から奨励されたのにもかかわらず、渡満する人が少なかつたことはいうまでもない。

さらに動機については、国家が満洲移民の目的を食糧増産、北辺鎮護においていた關係上、「お国のために」一身を投げうつて渡満するという氣持ちであつたことも事実である。

渡満後は、入植地にあつて、「われ／＼はうかく／＼出来ない、失敗すれば、今後大阪から転業して出て来られる人々に氣の毒だからなア、仏立開拓団のやうに背後に力がないから、団結を固めて自分自身の手でやらねばならん、まづ競争は仏立だ。」と意氣盛んであつた。このような競争心は、滿拓公社の事務所にある、団の成績を示している団建設表によつて、よりいっそう煽られたのである。

(三) 第一二次昇平大阪開拓団

一九四三年三月、大阪市を送出母体とする昇平大阪開拓団の先遣隊三五人は、滿洲国浜江省肇州県昇平鎮に入植した。

以後一九四五年の第一九次本隊まで、一、〇三六人が送出された。当初は、計画戸数四〇〇戸であつたが、敗戦時在籍

戸数は二二〇戸、八九五人(男^四四五八、女^四四三七)であり、約半数の世帯が退団していったことになる。

このように、退団者が多かった原因には、一九四〇年当時の移民に比べて、渡満の動機が曖昧であったことがあげられるだろう。

元昇平開拓団員の証言によれば、「先遣隊に次ぎ本隊の三、次くらいまでは、開拓の意気盛んであったが、それ以降は、満洲に逃避する気持ちの者が増加してきた。したがって、夢やぶれて退団する者があとをたなかつた。」^⑥ということでも、渡満の動機は、大阪をあとにして「満洲へ逃避する」ことであつた。

企業整備の進行に伴つて、転失業者数は増加の一途をたどつており、国内でなす術をなくした者たちの一部が、満洲の地に夢を求めたのである。しかし、入植地での生活は、夢をもち、逃避できるほど甘いものではなかつた。まして、農業経験のない都会出身者にとつて、並たいていの意思をもつてしては続かない、苛酷なものであつたと考えられる。ところが、当時の行政当局・教育関係者・ジャーナリズム関係者は、満洲へ行けば、夢がかなえられるがごとくに、盛んに移民の奨励をしたのである。

一九四二年、大阪市では、市が単独で編成する開拓団の団員募集を行なつた。詮衡の上、六五人が興亜植訓練道場にお

いて六ヶ月間の訓練を受け、そのうち三五人が渡満した。第二次先遣隊は、当初五〇人が同道場に入り、四〇人が渡満した。内地訓練期間においても、一一五人中、三五人が渡満を取りやめるといふ状況であつた。

先遣隊員七五人の前職業について、判明している六五人の内訳は、次のとおりである。

会社員七、教員・大工各五、自動車運転手四、鉄工業・食堂経営各三、公務員・獣医・硝子器販売業・乾物商・工具・左官・板金工・豆腐業・理髪業・木工業いずれも二、警察官・医師・町会役員・米穀業・鍼灸業・塗装業・クリーニング業・靴製造業・僧職・画家・洋服仕立業・電気工・刀剣販売業・プラスチック製造業・牛乳販売業・織物業・屋根修理業・調理師いずれも一人。

以上のように、職業はさまざまであるが、企業整備による中小工業者および従業員、配給機構の統制による小売り業者が目立っており、そのほか、公務員・教員の数が多いの目を引く。一人の警察官は、団長となつた人であり、工業組合中央会の大阪府主事でもあつた。

昇平開拓団の場合、当時、国家代行機関的な機能を果たし、傘下、工業組合の統制を行なつていた工業組合中央会の府における幹部が、率先して団長になつたことは、他の転業開業拓団と比べても注目すべきことであらう。組合の統制下に

る労働者に対して与える影響も大きかったであろうし、満洲移民事業に対して、組合が積極的姿勢でのぞんでいたこともうかがえるのである。

二年前の一九四一年三月、拓務省は、全国各府県の中小商工業者の中堅人物および地方指導者を集めて、約三週間にわたって、牡丹江・龍爪・慶城・哈爾浜・四家房など満洲各地の転業移民入植地を視察させていた。これは、視察によつて、中小商工業者が満洲で転業することが可能かどうかの回答を得、転業問題の参考資料とすべく、催したものであった。

その視察団の一行に、昇平開拓団の団長となつた工業組合中央会大阪府支部主事が参加していた。彼は、帰国後の座談会において、次のように述べている。

大阪市の商人その他が満洲の教育、治安、衛生など危惧の念を持つてゐる關係上、今日まで満洲開拓民志願者は少なかった。しかし実際に彼の地を見て来るとかやうな不安は全く一掃される、商業人の農業者に転換は最初は困難であるが、各地開拓村の実情から見ると元氣と發憤によつてやり得ないことはないとの自信を深めた。今度の視察は大いに有益であつて得るところが多かつた。今後は府職業課と協力して中小商工業者に対し、満洲大陸の認識に努めたい。

実際に満洲の入植地を視察し、そのことによつて、日本の商工業者が転業することは可能だという自信を深めた彼は、視察後、工業組合を通じて、積極的に満洲移民を奨励していくのである。そして、最後に大阪市送出の転業開拓団の団長として、自らが移民の先頭に立つことになった。もちろん、彼が個人としてとつた行動という面があつたことも見のがせないが、当時、転業移民に関しては、商・工組合、商工会議所および行政官庁が、一体となつて奨励していたのである。

先の満洲視察後の座談会においても、大阪商工会議所事業課長兼商工相談所長は、「今度の視察旅行でまづわれわれ指導者が中小商工業者転業開拓民としての自信を得た」と述べ、また、商業組合中央会大阪府支部主事も、「今度の二十日間の現地視察によつて農業の未経験な商人でも百姓をやれるといふ自信がついた。大阪市商家十五万戸、百万人の商人に対し、私が得た実地の見聞を語り帰農を勧める考へです」と決意を語つていたのである。

こうして、組合関係者から勧められ、渡満を決意した中小商工業者を中心に編成された昇平開拓団は、一九四五年五月まで、団員家族の送出を続けたのである。最後の送出においては、大空襲に見舞われたあとでもあり、「満洲へ行けば空襲はない」という気持ちで、むしろ大陸へ疎開するような安心感をもつていた人もあつた。

二 国民勤労訓練所と興亜拓植訓練道場

国民勤労訓練所は、中小商工業者の転業対策の一つとして、厚生省が予算二八〇万円を投じ、東京・大阪の二ヶ所に建設することになっていた。しかし、その竣工が一九四一年七月ごろになるため、同省職業局では、同訓練所が開設されるまでのあいだ、要転業者訓練の応急策として、各府県にある既存の修養訓練施設を動員し、これに委託して訓練を行なうように、一九四一年一月末に、東京・大阪・神奈川・愛知・京都・兵庫・福岡など一三府県の職業課長を招集し、呼びかけていた。

大阪府では、これに呼応して、二月二〇日、「国民勤労訓練所訓練生募集要綱」^④を発表した。

同要綱によると、訓練の目的は、「心身の鍛錬によって高度国防国家に必須な勤労精神を体得させ、職業転換に必要な資質の練成を図る」ことであり、訓練生の委託先も、訓練後の就職を顧慮して、住友伸銅所・汽車会社・大阪鉄工所・日本アルミニウム製造所など、大手の重工業関係工場が指定された。

訓練生は、これらの工場において、一ヶ月間共同宿泊し、昼間は工場の作業訓練を、夜間は精神訓練、休日は軍隊訓練

・娯楽を行ない、訓練中の作業手当として約四〇円支払われ、訓練終了後は、就職斡旋を受けることになっていた。

そして、要綱では、訓練生のもう一つの性格をあげていた。訓練終了後は、満洲あるいは南米への移民を希望する者たちを、大阪府北河内郡交野村に建設中の大阪市立興亜拓植訓練道場に委託しようというものである。

第一回募集は、五〇〇人をめざしており、そのうち一〇〇人から二〇〇人を同訓練道場に委託する予定であった。応募資格は、「要転業者で二十二歳から四十五歳まで、普通労働に堪へ得るもの」となっていた。

第一回の募集・面接の結果、一六五人が、三月一日から訓練を行なうことになった。その委託先の内訳は、住友伸銅所三七人、日本アルミニウム製造所二七人、汽車会社二〇人、大阪鉄工所桜島工場二人、郡部工場八人、興亜拓植訓練道場五九人であり、予定より大幅に少なかったのである。

そのため、府では、矢継早に第一回募集人員の不足三三五人を募集している。今回に限り三月二一日から三一日まで、一日間の短期訓練であった。しかし、この時も、応募状況は思わしくなかったようで、三一日に第一回訓練生として集立ったのは三一九人であった。そして、このうち二二人が、大阪府送出一般特設開拓団の先遣隊となったことは先述した。

その後、第三回募集（五月一日、訓練開始）の際も、詮衡の結果は一四九人にすぎず、府職業指導部・職業課では、「潜在的な転業者をどう捕捉するかに頭を悩ましている」という状態であった。中小商工業者の転失業対策として創設された国民勤労訓練所であったが、当局の予想に反して、入所希望者は、毎回かろうじて定員を満たす程度であったのである。

これは、訓練生の大部分の前職が商業関係であり、また、転業にせまられながらも、意思を決しかねている壮年層が多かつたものと考えられる。一家の柱としての重責を担っている者にとって、転業をしなければ生活できないような状況であつても、なかなか決心のつかないものであつた。

しかし、そのような人たちは、太平洋戦争の勃発、企業整備の進行に応じて、転業を余儀なくされ、したがつて転業移民として渡満する人も、次第に増加していったのである。一九四三年に渡満した昇平開拓団・布施郷開拓団、一九四四年の堺郷開拓団もそのような人たちであつた。

ところで、大阪国民勤労訓練所が、その訓練生を委託した大阪市立興亜拓植訓練道場とは、如何なるものであつたらうか。

一九四一年三月六日、大阪市会は、「大阪市立興亜拓植訓練道場条例」を議決、同月一〇日から施行されることになつ

た。

同条例は、九条からなり、次のようなものである。

第一条 本道場ハ大陸開拓精神ヲ昂揚シ移住ヲ奨励スル為青少年其ノ他ニ対シ適當ナル訓練ヲ行フト共ニ質実剛健ナル市民ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第二条 本道場ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ訓練ヲ行フ

- 一 生活訓練
- 二 教学訓練
- 三 尚武訓練
- 四 農事訓練
- 五 其ノ他必要ナル訓練
- 第三条 本道場ニ於テ訓練ヲ受け得ル者ハ本市住民ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルコトヲ要ス
 - 一 大陸移住志望者
 - 二 学生生徒
 - 三 青年団員
 - 四 離失業者
 - 五 工場労務者
 - 六 給料生活者
 - 七 其ノ他訓練ヲ適當ト認ムル者
- 市長必要ト認ムルトキハ本市住民ニ非サル者ニ対シテモ

訓練ヲ為スコトアルヘシ

第四条 訓練ヲ受ケントスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ^⑧

第五条 以下、省略す

右のように、訓練道場は、目的として「大陸開拓精神ヲ昂揚シ移住ヲ奨励スル」ことを明確に掲げており、大陸への移住を志す者であれば、ほとんど誰でも訓練の対象となつたのである。

そして、そのうちでも特に、茨城県の内原訓練所へ行く前に、満蒙開拓青少年義勇軍の少年たちが短期訓練を行なつたり、転失業者が満洲移民となるために内地訓練を行なう際、欠かすことのできない場所になつたのである。

また、訓練道場は、訓練を行なうだけではなく、満洲移住に関する講演会・講習会にも利用されるようになった。

三月一〇日、大阪府北河内郡交野町私市八幡山一帯の地、一五万坪に建設途中ではあったが、同訓練道場の修築式と開場式が行なわれた。当日は、内原訓練所副所長今井少将、肝付満洲移住協会参与、大阪市長代理森下助役、田阪市社会部長をはじめ、同日編成を終えた満蒙開拓青少年義勇軍第二大阪中隊員ら約五〇〇人が参列し、盛大に行なわれた。^⑨

最初に訓練道場入りしたのは、式に列席した義勇軍第二大阪中隊員たちで、二泊三日の訓練を終え、内原訓練所に向かつていたのである。以後、一三日から一ヶ月間は、国民勤労訓練

所から委託された転失業者が入所したのをはじめ、市内各高等小学校二年生などが入所し、訓練を受けたのである。

当時、大都市であつた大阪市が独自に満洲移住希望者を対象に、このような訓練道場を創設したことは、国家目的に対応したものとはいへ、特筆すべきことであつたと考えられる。そして、その背景には、一九四〇年以降クローズアップしてきた中小商工業者の転失業問題があつたのである。

大阪府の場合、満洲へ移民するにしても、農業経験者が少ない状態では、まず農事訓練を行なう必要があつた。そのためには、訓練所が必要なのはいうまでもないことであるが、府においても奈良県の農民道場に委託して訓練している状態だつたのである。

大阪府の場合、それまで他府県に比べて、満洲移民の送出数が少ないことの原因の一つには、農民道場・訓練道場といつた施設がなかつたことがあげられる。また、施設が設けられなかつたことが、府の姿勢——国の満洲移民政策への消極的な姿勢を示していたといえるだろう。

そのような府および大阪市の消極的な姿勢が転換したのは、やはり中小商工業者の転失業問題が契機となつたと考えられる。当時の中小商工業者の状態は、「大陸開拓の戦士として雄々しくふるひ起つべく府職業課関係あるひは職業指導部へ相談をもち込むものが最近は平均四〇名もある^⑩」というは

どであった。

次節において、当時の大阪府における中小商工業の再編、整備状況と中小商工業者の転廃業状況を検討してみよう。

三 大阪府における企業の再編、整備

大阪府における企業の再編、中小企業の整備は、当時、大阪府が全国一の商工業地区であり、その結果が道府県の整備基準にもなるため、関係当局は、特に慎重に指導していたようである。しかも、府における商工業は、小規模のものが著しく多いことも、慎重を要する大きな要因となっていた。

たとえば、府の中心である大阪市の状態をみてみよう。

表5の調査は、一九三三年のものであって、少し古いが、中小工業の概略はうかがえる。資本金五〇万円未満の中小工業は、全体の九九・四六パーセントを占めている。しかも、生産総額においては五一・九二パーセント、従業員数においては七五・六六パーセントを占めるという状態で、大阪市内において、中小工業に依存する割合が如何に高かったかがわかる。

次に商業であるが、表6によると、資本金一〇万円未満の中小商業は、全体の九八パーセントを占めている。業態別による調査、表7によると、中小経営を行なっている小売業は

表5 大阪市内における工業の現状 (1933年)

規模(資本額) (平均従業員数)	工場数		資本総額		生産総数		従業員数	
小 (1,000円未満 3人)	24,881	54.03%	8,311円	0.71%	43,431円	3.72%	63,177人	17.43%
中 (50万円未満 10人)	20,917	45.43	275,878	23.51	563,202	48.20	210,869	58.23
大 (50万円以上 336人)	249	0.54	889,116	75.78	561,871	48.08	88,119	24.34

(注) 大阪市役所編『昭和大阪市史』第1巻、185頁から転載
原資料は『大阪市工業調査書』

表6 大阪市内における商業の現状(1) (1935年)

規模(資本額)	店数	
小 1万円未満	81,724	88%
中 10万円未満	8,485	10
大 10万円以上	1,826	2

(注) 前掲『昭和大阪市史』186頁から転載

表7 大阪市内における商業の現状(2) (1935年)

業種別	店数	
小売業	73,141	79%
卸小売業	7,184	8
卸商業	11,730	13

(注) 前掲『昭和大阪市史』187頁から転載

七九パーセントという状況であり、明らかに大阪市の商業は中小規模であったのである。

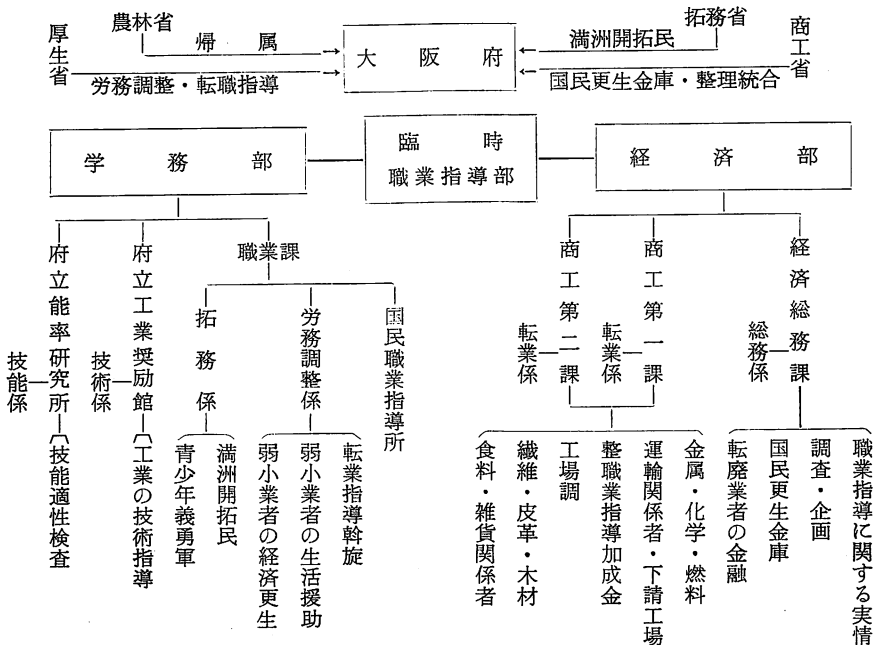
以上のように、中小商工業が全商工業の圧倒的多数を占めるといふことは、府においても市においても、その整備、統合をするにあたって、特に慎重を期す必要があつた。

府では、一九四〇年一二月、中央の指示によつて、職業指導委員会を設置し、中小商工業者の再編・整備のため、活動を開始した。

翌年五月、府經濟部商工第一・第二課を中心にして、中小企業整備に具体的に着手したが、当初は、政府の方針そのものが明確でなく、被整理者のあいだで不安を感じる者が多く、企業の再編、中小商工業の整備は遅々として進まなかつた。

同年三月、大阪市内の大阪織物同業組合加入者一、二〇〇人を対象にして、企業再編成に関する意識調査が行なわれた。調査結果によると、条件付きの賛成論、条件付きの反対論がともに多く、「時期尚早」「その必要を認めず」という反対論や無条件賛成論は、一部に限られており、ともに少なかつた。これは、業者が、再編成の避けられない現状であることは一応認識しているものの、いざ転廃業する段になると、一般に気乗

図2 大阪府転廃業対策機構図



(注) 塩田咲子「戦時統制経済下の中小商工業者」『体系・日本現代史』第4巻(1979)238頁から転載
 原資料は、中井清治郎『転廃業者の進路』(1942)、248-249頁。

表8 大阪府における企業整備状況 (1942年4月末現在)

	工 業	商 業
整備完了	煉炭工業、豆炭工業、 魔法瓶工業、再生王冠工業、 特殊旋削工業、船舶金物工業、 蓄電池工業、鋳力屑電解錫工業、 軽金属器物鋳物工業、 ゴム工業、ダイカスト工業、 古帯鉄工業、織布工業、 スライドファスナー工業、 莫大小工業、煎豆落花生工業、 乾麵麩工業、製パン工業、 乾麵類工業、精麦工業、	石油製品販売業、石炭販売業、 自転車修理小売業、 莫大小製品卸商業、足袋卸 タオル卸商業、毛糸元売商業、 毛織物切売商業、米穀販売商業、 豆腐類小売業、味噌小売業、 食糧乾パン販売業、 醤油小売業、青果物販売業、 菓子小売業、菓子卸商業、 塩干魚小売業、鮮魚貝類小売業、 乾物食料品小売業、 甘藷小売業
一部完了	石鹼工業、鋼索工業、 硝子金型工業、製革工業、 規格ナット工業、撚絲工業、 アンチモニー工業、 自転車電機再生工業、 製船工業	雑穀商業、酒類小売業、 鶏卵小売業
整備進行中	自転車工業、輸出洋傘骨工業、 古帯鉄蒐集整理工業、 珐瑯鉄器工業、ラジオ製造工業、 理化学器具工業、鍍金工業、 写真製版工業、擬革工業、 軽金属機械鋳物工業、 軽金属板製品工業、 再生タイヤ工業、陶磁器工業、 マーブル玉工業、織物加工業、 燻詰工業、罐詰工業	自転車小売業、 乾物卸商業、乳製品卸商業、 砂糖卸商業、砂糖小売業

(注) 大阪市役所編『昭和大阪市史』第3巻(1954)、9頁から作成
 原資料は、牧村史陽編『郷土大阪切抜帳』

り薄になり、決心をつきかねてい
 るという状況を反映している。

しかし、太平洋戦争の勃発後三
 日目の一月一日に「企業許可
 令」が、翌年五月一日に「企業
 整備令」が公布され、また、同日
 「小売業整備要綱」が通牒される
 と、戦時経済体制確立のために、
 府においても、本格的な企業整備
 に着手、業者においても、努力を
 惜しまず、積極的に協力すること
 になった。

五月、府職業指導委員会では、
 商工業組合の代表者と緊急産業労
 務関係の代表者とを新しく委員に
 加えて、府企業再編協議会を結成
 し、企業の再編、整備に取りくむ
 ことになった。

ここで、大阪府における企業整
 備状況を具体的にみてみよう。

表8によると、一九四二年四月
 末現在で、整備を完了したものは

表9 大阪府における整備完了後の商業

(1942年4月末現在)

業種	業者数	残存業者数	転廃業者数	全業者中 転廃業者の割合	統合形態
石油販売業	693	80	613	88%	株式会社 1
自転車修理小売業	2,552	1,611	941	37	個人経営
石炭販売業	631	631	0	0	株式会社 1
米穀販売業	6,865	5,838	1,027	15	単一組合
豆腐類小売業	1,445	1,154	291	20	個人出資並びに共同販売制
食料乾パン販売業	635	635	0	0	配給組合
菓子卸商業	1,040	156	884	85	37の配給組合に統合
味噌小売業	3,266	1,008	2,258	69	地区共同販売所に統合
醤油小売業	10,053	8,550	1,503	15	地区共同販売所に統合
青果物販売業	6,893	4,030	2,863	42	地区配給所に統合
塩干魚類小売業	2,047	1,298	749	37	組合組織下の地区別支部制
菓子小売業	8,185	1,589	6,596	81	地区配給所1,600に統合
乾物食料品小売業	1,475	1,136	339	23	地区配給所に統合
塩魚貝類小売業	3,239	2,973	266	8	組合組織下の共販制

(注) 前掲『昭和大阪市史』第3巻、13頁所収「大阪府中小企業整備状況一斑」から作成

四〇部門（工業二〇、商業二〇）、一部完了したものは一二部門（工業九、商業三）、進行中のものは二二部門（工業一七、商業五）という状況であり、整備を完了した業種は、いずれも戦時統制経済下にあって、再編・統合を必要とするものであった。

整備を完了したもののうち、商業部門の新統合形態を示す表9をみると、食料品販売業は、いずれも地区別にも地区別に配給組合もしくは配給所に統合されている。このような再編・統合の中で、共同販売のために残った業者もあつたわけだが、菓子卸、小売業における八五、八一パーセントを最高にして、多くの業者が転廃業を余儀なくされたのである。

太平洋戦争勃発後における政府の中小商工業対策の眼目は、それ以前の「事業の転換」ではなく、「業者より労務者への転換」にあつたのであり、それらの転廃業者をいかに新たに労働力として再編成するかに重点がおかれていた。

そして、これら整備完了後の転廃業者の落ち着き先は、多く軍需産業や重点主義生産拡充計画にそつた重要産業であつたわけである。

先の表9の転廃業者のうち、青果物販売・自転車修理小売・石油販売・米穀販売の四業種における被整理者総数五、四四人の転業先の内訳は、軍需産業へ一、六七七人、重要産業へ一、二〇七人、農業へ八三二人、その他の産業へ二、四八九人、満華移住五人、その他三四〇人と記されているが、

これから判断しても、いわゆる平和産業から時局産業へと勞務供出が行なわれ、中小企業の整備によつて人的資源を得ることが第一義に考えられていたことがわかるのである。

そして、注目すべきは、転業先として満洲移住を決意する者がいたことである。府においては、一九四一年に第一〇次仏立開拓団と第一〇次大阪特設開拓団を転業移民として送出していたが、ここに至つて、中小商工業の再編、整備問題を無視できない時期、被整理者の転業先を検討しなければならぬ時期に至つて、いよいよ積極的に転業移民になることを勧めたものと考えられる。

こうして、中小商工業の再編、整備によつて、転業業を余儀なくされた者のうち、一部の者は、満洲移民として、渡満していったのである。

四 満洲移民送出に関する府民の対応

大阪府において、満洲移民送出の際、商工業関係の組合や商工会議所が、積極的に後援し、勧誘したことは先述した。では、そのほかの団体や府民は、満洲移民の送出に関して、いかなる反応を示したのであろうか。

一九四〇年八月、中央の満洲開拓協力協議会の設立に依じて、大阪府満洲開拓協力協議会が設立された。

この満洲開拓協力協議会は、「日滿両国一体の重要国策である満洲開拓は、食糧・飼料の確保と可耕地二千万町歩の私墾防止の上からもできるだけ急速に進める必要がある」から、「紀元二千六百年を期して『東亞新秩序の建設はまづ満洲開拓から』のスローガンのもとに一大国民運動化して飛躍的な新展開を遂げようといふ」²⁾目的を達成するために、拓務省内に満洲開拓中央協力協議会の事務所をおき、地方を関東・東北・中部・近畿・中国(四国を含む)・九州の六ブロックに分けて、各府県の協力協議会を結成するという政府方針のもとに設立されたものである。

大阪府においては、府下市町村会・在郷軍人会・国防婦人会・愛国婦人会・高等小学校長会・聯合青年団・女子青年団などが参加して、府の満洲農業移民・滿蒙開拓青少年義勇軍の送出にあたって、後援、協力することを約束していた。

これら諸団体の中で、特にめざましく後援を行なっているのが女子青年団である。

大阪府女子青年団では、大日本聯合女子青年団主催の満洲現地視察団の一行に加わるのをはじめ、府の女子移民講習会には先頭に立つて参加している。つまり、女子青年団が大陸の花嫁を養成するための軸として、一般女性へ啓蒙するための結節点として働いていたことがわかる。組織上層部や行政当局の要請に依じて、国策に準ずる必要があつたわけであり、

その要請に積極的に応えていたのである。

府において、初めて女子移民講習会を開いたのは、一九四〇年五月のことである。同月二日から二四日まで、兵庫県武庫郡武庫村にある国光宣揚会道場で、女子青年団の郡市部幹部五九人と大陸の花嫁志願者二人が集められた。この講習会の目的は、大陸へ嫁ぐ花嫁の大量養成をはかることにある。講習会を終えた女子青年団の幹部は、それぞれ自分の居住区域内の女子青年団員たちに、会の目的と趣旨を伝達し、啓蒙することを求められたのである。

この時の講師は、国から長浜拓務省東亜第一課長、江崎満洲国名誉領事が、府から石黒社会教育課長・寺園職業課長が、満洲移住協会本部から肝付貴族院議員が、ほかに国光宣揚会道場長らも参加しており、そうそうたるメンバーであった。大陸の花嫁を養成するためには、まず女子青年団幹部の啓発からということか、府としてはたいへん力を入れていたようである。

翌年五月にも、女子拓植講習会が、二八日から四日間、私市にある興亜拓植訓練道場で開かれている。参加者は、府下各市町村の女子青年団幹部五一人である。

講習会の日程は、次のようであった。

二八日 開講式、海外開拓に関する講演（拓務省嘱託勝亦幸蔵）、「植民の歌」「開墾花嫁の歌」「建国の歌」等

の指導（木崎静子）、映画会

二九日 満洲勤労奉仕隊員松井秀子、満洲移住協会参与肝付兼男両名の講話、勤労作業

三〇日 日満帝國婦人会西尾好の講話、行軍座談会

三十一日 大阪府職業課長の訓話、開講式

以上のようなもので、詳しい講演内容や勤労作業の内容はわからないが、講演の方に重点がおかれ、もっぱら意識の啓発に終始していたことがうかがえる。

そして、講習会開催の成果というべきか、第一回・第二回講習会の受講生を中心に、一九四一年八月、大阪府北進興亜女子推進隊が組織された。

隊長には、大阪府職業課嘱託である豊田喜美が、副隊長には、女子青年団の松井秀子になった。豊田は、「拓土の母」として女子の大陸に対する認識、向上につとめ、大陸の花嫁を多数現地におくり、一方女子拓務訓練を興^②してきたという実績があり、松井は、一九四〇年に満洲建設勤労奉仕隊に加わり、現地に派遣されたという経験をもっていた。両名は、その後一月三日に行なわれた「第一回全国開拓女性表彰会^③」のため、府から推薦を受けている。

北進興亜女子推進隊では、その活動内容として、「義勇隊の選出、激励、慰問などはもとより、大陸の女子進出、興亜教育、拓植訓練の実施、勤労奉仕隊の派遣などに力をつくし、

さらに大陸研究会を開催して、衣食住の全般にわたって大陸生活の向上をはかり、全く認識のない一般女子への大陸啓蒙運動^⑧などをあげており、毎月第一日曜日に定例会を開くことになった。

しかし、これらの活動が計画どおりに行なわれたかどうかは不明であり、組織人数も約八〇人ともいうが、確かではない。同年一〇月五日、堺市で定例会を開き、当日は、「開拓士義勇軍の家庭からなるべく女の方に出てもらひ男としては気のつかぬ細いことを相談」し、また、「義勇軍の紙芝居をもつて行き慰問」したらしい。しかし、相談といつても、「野良仕事は大阪市の嬢はん部隊のことゝて出来ぬ」人たちに対して、家族の中から満洲移民や青少年義勇軍を送り出している者が、相談できたかどうかは疑問である。

ほかに、隊員が「大陸の花嫁」という紙芝居を自作して、府下の国民学校・女学校へ大陸認識の向上のため、出向いたらしいが、どの程度、その効果があつたかについては定かではない。

八月五日の北進興亜女子推進隊結成準備会の席上、来賓の激励に対して、幹部が「大阪の女性のため、みんな大陸へ嫁ぐ気で勉強します」と語っているが、これにもあらわれているように、自分たちが率先して大陸の花嫁になるというわけではなく、あくまで認識のない一般女性の啓蒙をすることが

目的であつた。それ故、隊員は、あくまで女子青年団幹部か、「一般の熱烈な希望者」^⑨のみであつたのだろう。

大阪府北進興亜女子推進隊は、自発的に結成されたものであつたにせよ、行政当局の指導下にある啓蒙団体にすぎなかつたのではないだろうか。

一方、一般の女子青年団員が、いかに対応し、活動したかについては、今のところ不明である。

しかし、一般府民が渡満する人に対して抱く気持ちは、第一〇次仏立開拓団の団長が次のように語っていることから、ある程度推察される。

拓土といふことに一般の認識がたらぬ、先遣隊が組織するまで僅かに二ヶ月だったが、いつさいの手続を終へてからいよいよ訓練といふ矢先に親類の猛烈な反対から脱退した人が相当あつた^⑩。

一般に、人々は、満洲移民に関して好意的ではなかつたようである。むしろ、渡満することに対して、「大陸へ逃避する」とか「国内の職業戦線に敗れたために行く」とかいう冷たい認識があつたようである。

昇平開拓団のある元幹部は、「役所に申込みに行った時、担当者から『満洲へなど行かない方がいいのではないか』と言われた^⑪」と語っているが、行政当局側にも、満洲移民を善としぬない空気があつたことがうかがえて、興味深い。

以上のように、大阪府において、満洲移民の送出に関する府民の反応は、概して消極的であり、好意的ではなかった。女子青年団にしても、組織としては啓蒙活動を盛んに行なっていたが、個々の団員の自発的な活動は、あまり望めなかったのではないだろうか。

もちろん先述した大阪府満洲開拓協力協議会に参加した諸団体が、それぞれ一般府民への啓蒙運動に乗り出したことは事実だが、活動の重点は、府から送出された満洲移民や青少年義勇軍の後援におかれたのである。

註① このうち、団員家族五五九人。敗戦時まで、一二四人（家族六九人を含む）が退団している。

以下、特に注のないものは、『私立開拓団名簿』（大阪府開拓民自興会所蔵）、私立満洲開拓団誌刊行会編、『私立満洲開拓団誌』（一九六八）による。

- ② 『大阪朝日』、一九四〇年一月一六日の記事から引用。
- ③ 『同右』、一九四一年一月二日の記事から引用。
- ④ 『同右』、一九四一年三月一三、一四兩日の記事による。
- ⑤ 『同右』、一九四一年四月二九日の記事による。
- ⑥ 『大阪特設開拓団名簿』（大阪府開拓民自興会所蔵）による。このうち、一八六人（家族一三八人を含む）の退団者を出している。
- ⑦ 『大阪朝日』、一九四一年一月二八日の記事から引用。

⑧ 右に同じ。

⑨ 以下、特に注のないものは、『昇平開拓団名簿』（大阪府開拓民自興会所蔵）、昇平会編、『引揚記録・昇平大阪開拓団』（一九七七）による。

⑩ 大阪府開拓民自興会での聞き取りによる。

⑪ 『大阪朝日』、一九四一年四月五日の記事から引用。

⑫ 右に同じ。次の「」も同じ。

⑬ 当時の大阪府職業課係長の述懐による。

⑭ 「国民勤勞訓練所訓練生募集要綱」の内容は、『大阪朝日』、一九四一年二月二日の記事による。

⑮ 『大阪朝日』、一九四一年五月九日の記事から引用。

⑯ 『大阪市公報』、№二二二二から引用。

⑰ 『大阪朝日』、一九四一年三月一日の記事による。

⑱ 『同右』、一九四一年一月二八日の記事から引用。

⑲ 大阪市役所編、『昭和大阪市史』第四卷（一九五三）、七頁を参照。

⑳ 一九四〇年七月、政府の地方長官宛通牒では、「中小業者をして集団転業をなさしめ、有限会社組織による一企業に集約せしめる」方針であったが、同年一二月に発表された「経済新体制確立要綱」では、「中小企業は維持育成する」旨が明確にされ、整備統合問題は一時停止となった。しかし、翌年四月の地方長官会議、五月の経済部長会議においては、豊田貞次郎商工大臣の「中小企業維持育成の中止」方針の訓示があるなど、政府の中小企業の再編整備に関する方針は二転三転の状態であった。

②1 前掲『昭和大阪市史』第四巻、一六一頁を参照。

②2 商工行政研究会編『戦時下の商工行政』（一九四二）、二三一頁から引用。

②3 前掲『昭和大阪市史』第四巻、一四頁を参照。

②4 『大阪朝日』、一九四〇年一月二二日の記事から引用。

②5 『同右』、一九四〇年五月一〇日の記事を参照。

②6 『同右』、一九四二年五月二九日の記事を参照。

②7 『同右』、一九四一年八月二四日の記事から引用。

②8 当時、拓務大臣が会長をしていた興亜婦徳顕影会では、各府県から女子の開拓功労者を表彰すべく呼びかけていた。

②9 『大阪朝日』、一九四一年八月五日の記事から引用。

③0 『同右』、一九四一年八月五日の記事を参照。

③1 『同右』、一九四一年九月二三日の記事から引用。

③2 『同右』、一九四一年八月五日の記事から引用。

③3 奈良県の豊農塾において、『同右』、一九四一年三月一四日の記事から引用。

③4 大阪府開拓民自興会での聞き取りによる。

〔付記〕

本稿は、関西大学大学院文学研究科修士論文（一九八〇年）であり、当時のまま改稿していないことをお断りしておく。

（大阪社会運動協会

関西大学史学・地理学会大会開催

昭和五十九年度の史学・地理学会大会が、昭和五十九年二月一日（土）午前一〇時から、関西大学第一学舎三号館（L・L棟）五階A・V・A教室で開催されました。研究発表の内容は、左記の通りです。

【研究発表】

- 1 神文にみられる中世の農民意識
- 2 農・工具の古墳副葬に関する二、三の問題
- 3 古市古墳群を中心として
- 4 氏族構成に関する一考察
- 5 民族防衛委員会の性格について
- 6 第一次大戦下イラン情勢の一局面
- 7 万葉歌への反映
- 8 天武・持統朝の政策
- 9 古代エジプト中王国の統一者ネブヘペトラ
- 10 メントウホテブについて
- 11 居延漢簡の筆跡による集成試論
- 12 ヨーロッパ中世初期における貨幣の展開
- 13 商業の復活前史
- 14 熊野速玉大社の祭祀構成
- 15 公共交通利用からみた大阪都心部の流動特性
- 16 宋代出版業の政治経済的背景
- 17 臨安の書肆陳氏の事績を中心に
- 18 新羅使・渤海使の来朝と大宰府
- 19 日本朱子学に関する基礎的考察
- 20 除痘館体制の確立と種痘舎
- 21 大阪地域における種痘普及事業をめぐる問題

【特別講演】

現成サンゴ礁のサンゴ群集について 木庭 元晴助教授
総会のうち、法文第二会議室で懇親会が開かれました。